

北海道社会保険労務士会、北海道及び北海道労働局との  
働き方改革推進に係る包括連携に関する協定書

(疑義への対応)

第5条 本協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲、乙及び丙が誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

北海道社会保険労務士会（以下「甲」という。）、北海道（以下「乙」という。）及び厚生労働省北海道労働局（以下「丙」という。）は、三者の連携強化を図ることで北海道内の働き方改革を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が密接に連携・協力して、北海道内の地方創生に資する働き方改革を推進することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、連携・協力する。

- (1) 長時間労働是正等の雇用環境の改善、ワーク・ライフ・バランスの推進、女性の活躍推進などに関すること。
- (2) 生産性の向上に関すること。
- (3) 職場定着の促進、再就職支援及び人材育成に関すること。
- (4) ワークルールの普及・啓発に関すること。
- (5) 小規模事業所の労務診断に関すること。
- (6) 上記に係る積極的な取組を行う道内企業の情報発信に関すること。
- (7) 甲、乙及び丙の取組の周知、啓発、広報に関すること。
- (8) その他、本協定の目的に資すること。

2 甲、乙及び丙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲、乙及び丙が合意の上決定する。

（協定の見直し）

第3条 甲、乙及び丙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（協定の解約）

第4条 甲、乙及び丙のいずれかが、本協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1ヶ月前までに書面によって相手方に通知することにより、本協定を解約できるものとする。

平成30年3月19日

甲 北海道社会保険労務士会  
会長

木村 三基夫

乙 北海道  
北海道知事

高橋 こうみ

丙 厚生労働省  
北海道労働局長

引地 瞳夫